

高井 第一一八号 平成九年一月

私説

国定忠治と中野村の賭場荒らし

西原 金次郎

(一) 搏徒、無宿者の成り立ち

冬、信越線が碓氷峠をこえると、沿線の風景が一変、上州

ほんの暫く前に通り過ぎた、軽井沢までの信州路は、どんよりとした灰色の雲、寒々しい冬景色からは嘘のように思える。

の空は青く澄み、太陽がまぶしく、気分が爽快になる。

群馬県前橋市に住みつき四〇年、ときどき、冬の中野市に

帰省のたびに、上州の冬は雲一つなく、冬晴れが一週間も十日も続き、さんさんと輝く陽光を、雪に悩む故郷の人たちに差し上げたい気分にかられる。

上州は、四季を通じて日照時間が全国一長時間だという。

雨、雪がすくなくかわりに強風が吹く。有名な空っ風で、乾燥しきった田畑から砂塵が舞い上る。夏の雷の激しさも格別である。

この氣候風土が長い間に上州人の性格を育む。向つ氣が強く、気持ち荒っぽくさせ、粘り氣が乏しく、率直で感激性に富む。反面に、強者に阿ず弱者に味方する俠氣性が強い。すこしずつ貯めるよりも、一攫千金を夢見るのが上州人の特性といわれ、山一つ越えた信州人、越後人とは、まったく性格、氣質を異にする。

こうした上州人氣質が無宿者、搏徒が生じ易い素地をなしているとの説がある。それも否定できないが、それ以上に、地域の歴史的背景と農村の構造変化が、無宿者、搏徒の生まれる要因として挙げられる。もちろん肝心な点は、彼ら自身の身の処し方に最大の原因があることは当然で、どのように弁明、理屈を並べ立てても理由にはならない。

昔から、上州無宿、上州長脇差が、一つの成語をなすほど、こうした手合いが他地域に比らべて多いのは、それなり

きの理由があった。

上州は中仙道、三国道、江戸と日光を結ぶ例幣使街道と、重要街道が通過しており、江戸城の背後防衛の要衝のせいか、一国一城の太名は置かれず、五万石以下の小藩を配置、その間に天領、旗本領、寺社領と、巧妙なゴチック状に入り組ませる、分割統治政策が続けられた。

小藩といえ大名領は支配体制は整っていたが、天領、旗本領は、支配が隅々まで行き届かず不備であった。天領は「代官所」旗本領が「知行所」により差配されるが、代官は江戸在府が多く「代官所」は手附、手代の他に十数人程度の小役人がいるのみであり「知行所」は上州に領知のある三、四百人の旗本たちの年貢収納が主たる役目で、天領、旗本領は犯罪取り締まりが、きわめて手薄な状況に加え、罪を犯しても他領内に逃げこむと、逮捕できない法制のために、無宿者、搏徒が横行し易い環境にあった。

経済的には、天明（一七八二）期以降、農村に貨幣が浸透するに及んで農家経営は圧迫を受け、天明、天保の大飢饉で象徴されるように、凶作の年ごとに一揆、打ちこわしが深かまり、農家形態も富農・貧農と二極化現象が進み、貧農の中には逃散が頻発、次男以下は職もないので遊民化して搏突にはまり、無宿者、搏徒へと転落した。

天領、旗本領で、無宿者、搏徒の族生、横行する傾向は、上州に限ったことではない。当時の各地の天領に見られる現象で、例えば、天領下である中野村（中野市・以下は村を削除）とその周辺の村々も『中野市誌』（歴史編）で、

「農民層の分解は一方で村方騒動をひき起し、窮乏生活から搏突に手をそめる者が続出」とあり、搏突は風俗を乱し、潰れ百姓を生み、年貢収納に支障をきたすとして「代官所」は搏突をした者を見つけた場合は、親類・五人組・村役人まで連帯責任を負わせる触書き、禁令などの対策を打ち出しても、村役人、僧侶までも搏突に染まる始末に、お手上げの有様が記述してある。

搏突流行の風潮は、無宿者の横行を招き、「支配機構の弱体な天領である当地域も例外ではなかった。特に文化二年（二八〇五）関東取締出役（関八州廻り）が設けられてからは、厳しい目を逃れて、信州に入り込む者が目立った。その上、信州は広域的に取り締まる組織を持たなかったために、搏徒、無宿者にとっては格好の活動場所であった（中略）上州国定村の忠次郎（国定忠治）が、中野村原七に殺された子分の仇討ちと称して「大戸の関所」を抜け、当地域の賭場を荒し廻ったといわれるが（関所破りが直接の罪とされ後に処刑された）そのように流れこむ無宿者は多かった。」

『中野市誌』が、天保時代（二八三〇）の中野は、搏突が流行し、無宿者の跋扈の原因を、すでに指摘したと同じ理由を挙げ、天領地における捕り手役人の不足は深刻で、階層分化による貧農の増加から逃散、潰れ百姓の広がり、幕政の直轄地も揺らぎだした時代であった。

なお国定忠治の中野の賭場荒しは後述するが「関八州取締出役」（関八州廻り）に就いて付言すると、関東一帯の中で上州、野州（栃木県）武州（埼玉県）各国の天領地、知行地に、搏徒、無宿者が跳梁、このまま放置すれば幕政の面目にもかわるので、取り締まり強化のため、関東一円を引っ括める広域捜査体制として発足したもので、各代官所の手附、手代の中から選び、小者二人をつけて、四人で一班となり、四班を編成して各国を巡回したが、巡回の先々で搏徒、無宿者が「関八州廻り」の巡回を察知、当初は期待を裏切った。その後、江戸町奉行が前々から採用していた「目明し」「岡っ引」を用いてからは成果があったという。

「目明し」「岡っ引」は正規の小役人ではない。通常はその場限りの臨時雇いだ、出はほとんど搏徒でありながら、本人の罪状を目こぼししてもらい、代償として「代官所」「関八州廻り」の手先になり、仲間の動静などを伝える「二足の草鞋」といわれ、卑劣な密告者と蔑称された手合いだ、幕

末から維新の時代に「二足の草鞋」組が活躍する人物が多かった。

「関八州廻り」は天保期後半からは搏徒捕縛の焦点を、搏徒、無宿者の身せしめのため、忠治一人にしぼり「関八州廻り」各班と「目明し」「岡っ引」を総動員して上州に展開、嘉永三年（一八五〇）七月二十一日、伊勢崎（伊勢崎市）の妾宅で捕らえられた。その後、江戸に送られて吟味の結果、数ある罪状のうち、天保七年（一八三六）中野へ子分の仇討ちに向う際に「大戸の関所」（群馬県吾妻郡吾妻町大戸）破りの罪で上州に送り返えされ、同年十二月十九日に同所で、磔、獄門、三日間のさらし首の極刑に処せられた。忠治四十一歳のときである。

〔注・『高井』（44号・昭53年）に「天領中野支配地における搏突・搏徒」と題して、徳永泰男氏（中野歴史民俗資料館館長）が寄稿しているが、同論稿も筆者の見解と同様に、（一）無宿者の増大と農村社会（二）盛んだった天領における搏突（三）横行する搏徒の三点を実証的に具体例を挙げて説明、当時の中野の搏突、搏徒の状況がよくわかる注目すべき論文である。〕

（二）（簡堂）（忠治） 代官が劇盗伝を書く

江戸末期の搏徒といえ、国定忠治と清水次郎長の二人が東西を二分した。

二人を比較すると、忠治は典型的な上州人で、向う気が強く、荒っぽい性格を持ち、農民の出だけに、当時の農村の貧しさ、暗さの影がつきまとい、生涯を「関八州廻り」に追い廻されて、最後は陰惨な結末となる。

次郎長は商家生まれのせいか人柄に明るさが漂い、喧嘩入りが激しい割りに、劇作「森の石松」で象徴される搏徒らしからぬ雰囲気で人気を呼び、次郎長は明治維新で一切が免罪になり、畳の上で往生する強運があった。

しかし、大衆の人気度は、忠治も次郎長に劣るものではない。

忠治の伝記は百冊を越えるというが、目ぼしいものを取り上げると、大正五年（一九一五）宝井馬琴の講談、大正末期から昭和（一九二六）初期にかけて、土師清二、長谷川伸、子母澤寛、菊池寛らの有名作家により、存分に潤色され、同時代の映画では目玉の松ちゃんこと尾上松之助、舞台は新国劇の澤正（澤田正二郎）の芸が好評となり、搏徒忠治が俠客

に仕立てられ、昭和十年代には、東海林太郎の「赤城の子守唄」など一連の股旅物歌謡曲が流行をきわめて、忠治は農民のために捕り手役人と闘う、義理・人情に厚いヒーローとして囃し立てられる始末であった。

だが、忠治を英雄化した作品、演技の大部分は虚構であり、誇張された虚像に過ぎない。

実像の忠治は、無法者の凶悪な搏徒であることに変わりなく、その意味では、多く忠治研究家が、正確に忠治の全貌を描いた唯一の史料として推すのが『赤城録』である。

しかも筆者が意外なことに「天保の改革」を断行した老中首座水野越前守忠邦（浜松藩主六万石）の側近で、この時代「幕府の三兄弟」と称された開明派官僚の一人で、かつて関東代官を経験した羽倉外記用九（以下号の簡堂を使用）が、退職後にまとめたものというから驚きである。

なぜなら、関東代官の地位は「関八州取締出役」の直接の上司であり、関東の中で別表のとおり、下総、下野、上野、

伊豆国附島々と、関東の主要な天領地を支配する要職で、支配高の約八万六千石は中位大名に匹敵する。

簡堂が退職後といえ、幕政時代の政治要諦の重要な一つである「依らしむべし、知らしむべからず」の戒律を破り、凶悪犯忠治の実像を、まったく対峙する関係の地位にある代官が、劇盗と決めつけながらも、信義を重んじた忠治の行動を評価するなど異例の内容である。

簡堂は父秘救同様に早くから代官を務め、十九歳で父の死亡で日田（大分県日田市）代官を皮切りに、文化七年（二一〇）越後脇野町（新潟県三島郡三島町）に転じ、その後、関東に移り、下野、遠江、駿府、上州、信州各地の代官を務め、天保二年（一八三一）関東代官に就く。

広瀬淡窓、松崎憐堂、頼山陽、佐久間象山らと親しく、当時の一流知識人で、関東代官時代に支配下の伊豆国附諸島を踏査して、洋学の知識、技術の必要性を痛感、渡辺華山らが組織した「尚齒会」に参加した。

代官	知行	代官所	支配地	支配高	属僚（手附・手代）数		計	江戸城詰所	備考
羽倉外記	二三〇俵	在府	下総、下野 上野、伊豆 国付島々	八五、七六三石	江戸詰	代官所詰	出張陣屋		
					下野令 市 二人		一九人	躰躰の間	布衣

「蜜社の獄」事件に関連ありと一時疑われたこともある。

天保十二年（一八四二）五月、勘定吟味役に昇進「天保の改革」に開明派の中心として改革の推進に活躍したが、天保十四年（一八四三）忠邦の失脚により、簡堂も吟味役を解かれ、小普請入りして蟄居になった。

その後、国際情勢と各国が競って開港を迫る緊迫した状況を踏まえて、簡堂の著わした『海防秘策』により、幕府は重要な地位を用意、復職を求めたが頑なに固辞、忠邦の恩誼を終生忘れず、晩年は著述に専念した。文久二年（一八六三）七月三日、七十三歳で没した。

簡堂の著書は多く、『西上録』、『不尽嶽志』、『南汎録』、『駿府志略』、『海防策』などが主なものが『赤城録』もその一つである。が、忠治がさまざま伝えられ、真贋とりまぜた忠治伝の虚構のペールを剥ぎ、事実の世界に引き戻して、敢えて忠治を問い質した真意は奈辺にあるのだろうか。

『赤城録』の終わりの方で「信の一字」という項がある。その中で、

「（前略）忠毎言。搏之不曉。因信之一字。信亡搏亦廢矣。

屢肆劫殺。然禁縱火姦汚。又不聽取錢財。義子佐世松嘗銃一熊而売數胆。忠聞遂松。而還其金買偽胆者。亦惡失信。忠仮名信義。大抵此類也。」

（忠治はいつも語っていた。搏徒が廢されないのは信の一字があるからである。信、仁義がなくなれば搏徒も廢る。忠治は頻りと賭場荒し、殺人、傷害事件を起こしたが、子分たちには放火、婦女暴行を厳禁し、ゆすり、かたりを許さなかった。子分の佐世松という男が、熊を鉄砲で一頭仕留めたが、一つしかない熊の胆を数個売ったとの評判が立った。忠治は此の話を聞き、佐世松を勸当、にせの胆を買わされた人に返金した。信を失うことを心配したからである。忠治の重んじた仁義は、この類のものである。）

この他に天保の飢饉に当たっては、

「是年久旱。関左大饑。忠罄資賑救。以故赤城近地無餓殍。

維時予宰緑野郡。郡隣赤城。而管内非無餓殍。及聞忠事。赧然面熱背汗。恨無地縫可入矣。（以下省略）」

（天保七年は日照りが続き、関東西部は大飢饉となった。忠治は、ありたけの私財を提供、困窮の人たちを助けた。このため、赤城付近では餓死する者、一人もいなかった。私は当時緑野郡（現在の多野郡）を差配していたが、私の管内からは餓死者が出たので、忠治が窮民を救った話を聞いて、私は赤面し、背から冷や汗が流れ、穴があれば入りたいほどである。）

当時の簡堂は、退職してすでに八年も過ぎており、何を書いても憚ることない自由闊達な立場にあったが『赤城録』を読み終えた感想として、忠治を劇盗と断じ、悪の張本人と決

めつけながら、義、俠、仁を評価していることは、簡堂の寛容さと儒教精神をくすぐり、あえて、忠治の人間像を後世に遺そうと筆をとったものであろうか。

『赤城録』の他に忠治に就いての雑記、逸話を集めた『赤城逸事』がある。両書とも簡堂が現地取材したものではないが、『関八州取締出役』で当時随一の腕利きといわれた中山総一郎からの情報や、裁判記録を基にしているだけに、事実としての迫真性がある。

著作の時期は、忠治が処刑後であるという。

〔注・(一)国定忠治と一般に書くが『赤城録』では、忠二とある。その他に、忠次、忠次郎、忠治郎と書かれている場合もある。(二)簡堂に就いては北島正元著『水野忠邦』に比較的詳細に書かれている。(三)『赤城録』は『国定忠治の再研究』(橋田友治著・昭61・伊勢崎郷土文化協会発行)から現代訳とも引用した。以下『赤城録』の引用は総て同じ〕

(三) 忠治、信州行きの発端

群馬県の郷土史家として令名高い畏友萩原進氏の代表的著作である『群馬県遊民史』で、忠治と信州、とくに北信地方との関連をつぎのように書いている。

『最初に忠治が信州へ逃亡したのは、伊三郎殺しからだ、

逃げていた期間は四ヵ月ぐらいと思われる。その後も信州へは度々往来しているが、信州は「関八州取締出役」の権限外であるため、追われれば近くて逃げるに都合がよく、折りをみては上州に帰えることをくり返したのではないか。いまますこし、北信地方における忠治の動静がわかればおもしろい。」と、忠治と信州、そして北信地方との関係の重要なことを指摘している。

忠治が最初に信州へ逃亡を企てた事件は『赤城録』の「伊三郎殺し」の項にある。

「天保甲午春。忠義子分文蔵。為島村伊三所毆。忠将文蔵。蹤伊三殺原山。遂奔信州。客松基賭魁勝太家。此時中野放賭盛行。忠与文蔵屢出行劫。一日中野搏徒二十余人。偽装官捕。欲捕忠二。忠知其偽罵曰。這毆狗糞么麼胡為。揮刀向之。偽捕皆逃去。忠亦南還。」

(天保五年春のこと。忠治の子分文蔵が島村の伊三郎にしたたかに殴られた。忠治は意趣返しに文蔵を連れて出かけ、伊三郎の後をつけて、原山で殺してしまった。⁽²⁾)

凶状持ちになった忠治は、信州へ逃げ、松本の親分勝太のもとに草鞋を脱ぎ客分となる。

その頃、信州中野の近辺では博奕が盛んだった。忠治は文蔵と、しばしば賭場荒らしをやり、寺銭をさらっている。手を焼いた中野

の搏徒たちは一計を練り、二十数人が役人を装い、忠治を捕らえようとはかった。しかし、忠治は捕り手が偽役人であることを見破り、「犬ども糞でもくらえ」

と罵りながら、憤然と長脇差を振り回して立ち向ったので、捕り手に化けた搏徒たちは勢いに恐れて、皆逃げ去った。

この事件があつて、忠治は身の危険を感じ、また山越えをして上州に舞い戻った。

〔注・島村、⁽¹⁾原山は地名で、現在は群馬県佐波郡境町。〕⁽²⁾

「伊三郎殺し」の内容は、ご覧のとおり二つの部分から成り立つ。一つは伊三郎を殺し、松本勝太のところで客分待遇で暫く過した。二つ目は、その間に、搏突が盛んに行われていた中野に出かけて、賭場荒しを行ったことである。

しかし、勝太の処にいつまで居たのか、また、しばしば松本から中野に出かけて賭場荒しを行ったとあるが、距離が遠過ぎないか、この二点が疑問として残る。

まず忠治の松本勝太の処での滞在期間だが、勝太がどのような搏徒であるのか「伊三郎殺し」では、勝太を「賭魁」と称しているの、ひとかどの親分かもしれないが、勝太の所にも、忠治が伊三郎を殺して「関八州廻り」に追われる身で

あることが届き、勝太も承知しているはずだ。

そうした立場の凶状持ちの忠治を、いつまでも客分扱いには、相当苦慮したものと思われる。

数年前に萩原進氏にこの点について質したところ、

「搏徒仲間の客分待遇は、そのときどきの事情によって異なるが、客が凶状持ちとわかった場合、巻き添えを食ったら大変なので、それほど長く客分扱いせずに、足銭を持たせ、名目をつけて旅立ちさせるのが普通だ。

忠治のこのときは、伊三郎殺しの事は勝太を承知しており、常に出入りしている「目明し」らが、鵜の目鷹の目で見張っているの、勝太は恐らく体の良い理屈をつけて送り出したものと思う。

行先きだが、考えられるのは、天領地の中野に近い辺鄙で人目のつきにくい野沢温泉へ送りこんだのではないだろうか。

伊三郎殺しで手配が関東一円に廻っているの、当分上州には帰えれなく、忠治の信州行きは数回あるが、この時が一番長く四ヵ月ぐらいて、ある程度の生活基盤も持っていたようだ」と、蘊蓄のある話だったことをおもいだした。

もちろん、萩原氏にも、忠治の野沢温泉潜伏説を裏付ける確証があるわけではないが、長年にわたり、搏徒、無宿者の

実態をさまざまな角度から調査、研究に基づく同氏の推論だが、まったくの当て推量でないことは『群馬県遊民史』に、忠治の野沢温泉潜伏説を匂わす一節が「信州須坂の忠治の像」という小見出しで掲載されているが、抜粋すると、

「須坂市上町寿泉院境内に、忠治の石像がある。石像は高さ一尺五寸（約四五厘）ほどで、法衣を着けて合掌している立像だが、全体がずんぐりとして、足利（栃木県足利市）の田崎草雲の描いた忠治像とよく似ている。前膝のところには、嘉永三年十二月二十四日、国定忠次之像と三行に刻まれ、世話人畔上なつ建立とある。

田崎草雲の原画を石井鶴三が写したもの

田崎草雲の原画を石井鶴三が写したもの



国定忠治像

（田崎草雲の原画を石井鶴三が写したもの）

建立された十二月二十四日は、忠治が処刑された三日後に、この像が建立されたことになり、相当に身近かな人でなければ、幕府の手で処刑された天下の大罪人の像など、作り、建立でき

るものではない。

この像は前々から須坂に在ったものではなく、野沢温泉にあったものを、戦後、須坂の人が買い求め、その後、寿泉院に移したものである。」

寿泉院に問い合わせる時間もないので確認出来ずにあるが、同書には、境内の忠治像の写真もあるので存在は間違いない。

忠治の野沢温泉潜伏説に同調するのが、作家笹沢左保氏の『私説国定忠治』である。歴史上のさまざまな出来事のなかに、作家の推論、指摘などから解決のケースは数多い。忠治の野沢温泉潜伏説を、笹沢氏は独特の鋭い閃きで、要旨つぎのよう解釈している。

「松本の勝太の義姉リツが、飯山村（飯山市）の旅籠屋「管井屋」で働らき、「管井屋」の娘絹が病弱のため、野沢に湯治に出かけるが、女二人では心細いので、屈強な身元の確かな男を紹介してほしいとのリツの手紙から」勝太は忠治を追いつぐのではなく、安全のためという口実で、頻りとすすめる状況をつぎのように描写している。

×ー×

×ー×

勝太は、忠治と一杯くみかわして、湯治も出来るし、絶対に安全だ。これほどよい隠れ場所が

他にあるかい。」

勝太は熱っぽい口調で説いた。忠治も、ここには勝太が迷惑する、勝太の真意は、忠治を追い出したいのだと忠治も察していた。

そして勝太の処を六日目に野沢へ向けて旅立った。

× × ×

× × ×

『歴史の招待』⁽⁶⁾で、郷土史家萩原進氏と作家笹沢左保氏が「名月赤城山・国定忠治」というテーマで対談、その中で、忠治の野沢温泉滞在説を両氏とも肯定しており、前掲の徳永泰男氏は、口承だがと断わり、忠治が野沢と安源寺（中野市）の馬市の賭場に入出入りするため、双方に隠れ家があったとの噂を聞いたことがあると筆者に語るなど、忠治の野沢温泉潜伏説は、真説、虚説とあるが今となつては確認の方法はまったくない。が、「伊三郎殺し」の後段部分で、忠治が博奕の盛んな中野を、しばしば訪れ、賭場荒しをして寺銭を奪うには、松本と中野は距離が離れ過ぎており、松本よりも、中野に近い方が、忠治にとっては、限りなく好都合であることはいうまでもない。

また、萩原氏は、忠治が勝太の所で客分扱いはそれほど長くなく、作家笹沢氏は六日と区切っていたり、寿泉院境内の石像は野沢温泉から運ばれたなどから、忠治の野沢温泉潜伏

説は、否定するよりも肯定の方に傾く。

さて「伊三郎殺し」の後段で、

「此時中野放賭盛行（中略）忠亦南遷。」の件は、天保五年（一八三四）の秋頃のこと、すでに忠治は野沢に隠れていた頃とおもわれる。

中野の博徒たちは「太めで色は白く、言葉つきや面立ちは穏やかで、平生は虫や蟻も殺さぬほど」の忠治と、そして友藏の二人連れを始めのうちは軽くみていたが、時たま、疾風迅雷、賭場を荒し、寺銭を奪う豪胆さに驚き、信州入りした噂がある忠治の仕業と感付いたらしい。

忠治の剣法は正規に学んだものではないが、何回も修羅場をくぐり抜け、度胸の座った喧嘩剣法だけに手強い。

しかし、中野の博徒連は、忠治を大勢で囲めば何とか捕えられると考えて、二十余人が偽捕吏になりすまして「御用」と捕縛に踏みこんだが、忠治が長脇差しを振り廻したら、偽捕吏の博徒は怖じ気がつき、蜘蛛の子が散るように逃げた。

忠治はこの一件で身の危険を感じたが『赤城録』は「忠亦南遷」とあるが「伊三郎殺し」から数ヵ月しか経てないの、上州に帰ったら一層危ぶないと考えて、野沢の隠れ家へ引き揚げたものであろう。

『赤城録』では、忠治の信州行きは「伊三郎殺し」「大戸の

関所破り」の二回だけだが、もっと頻繁に往来し一時、住みついた可能性が高い。なぜなら、上州へ帰えることは、囲みの中に飛びこむようなもので、事を起して余熱が冷めるまでは、安全な信州へ逃げていたと考えられる。

忠治の信州行きの道筋だが、五街道の一つである中山道、碓氷峠越えは、碓氷に嚴重な関所があり、脛に疵持った忠治は避けたことであろう。松本行きの際は、大笹、六里ヶ原、車坂峠、小諸から松本の間道伝いを選び「大戸の関所破り」は、大戸から大笹・仁礼街道を使い、復路は志賀高原から草津へ抜けたものであろう。

〔注・(1)は『赤城録』『信の一字』現代訳から引用。〕

(四) 弟分、兆平殺害で中野に急行

大戸の「関所破り」について『赤城録』は、つぎのように記述している。

「明年丙春義弟茅場兆平。為信濃波羅七所殺。忠為復讐率乾児二十名。持火鎗刀矛。越関如信。至則聞波羅己為官捕収而乃還。」

(翌天保七年の春、忠治の弟茅場の長兵衛が旅先の信濃路で、中

野の原七という男に殺された。

忠治は長兵衛の仇討ちのため、子分二十人を連れ、鉄砲、刀、槍などを持って、大戸関所を越え信州へかけつけた。

しかし、行ってみると、原七はすでに役人に逮捕されたあとだった。忠治は空しく上州に引き揚げた。

『長野市檀堂町史』は「大戸関所破りの由来」を『赤城録』とは別な視点からの興味のある記述がある。

「国定忠治の弟分、信濃中野の兆平（茅場の長兵衛）というものがあつた。中野の名主宅で、参宮下向の祝いに招待され、その宴の帰途、名主宅前、街道の角で斬り殺された。

犯人は中野の目明し滝蔵と、本陣の次男波羅七（中野の忠兵衛・原七）であつた。（中略）また、信州の唐松の万作は、兆平の子分で、いつも忠治に文通し、滝蔵・波羅七（原七）の様子を知らせた。忠治が連れて行った子分は次の七人。文蔵（三つ木）佐和吉（田中）愛吉（今井村）政吉、円蔵（日光、亀吉、左伝次（山王）

大戸の関所は通らず、裏道越しをしたという。中野に着いてみると、滝蔵・原七はすでに他のことでお上に捕えられていたので、忠治は空しく引き揚げた。捕えられた二人は、忠治の仇討ちをおそれ、仮りに捕えられたものという。」

〔注・〇印は筆者（一）中野の兆平とあるが草津の長兵衛が定説。

（2）本陣とあるが、天領地に本陣はなく郷宿の誤記か（3）滝藏・原七は仮りに捕えられたは、忠治の暴虐振りを恐れ、目明し滝藏の仕組んだ芝居と十分に考えられる。〕

兆平（長兵衛が普通使われている）は忠治の弟分で、草津に賭場を持ち、忠治に、信州側の情報提供としての前線基地の役割りを担っていた。中野へ出向いたのも、情報収集と考えられる。

長兵衛殺されるを聞き、忠治は、日光の円藏、「伊三郎殺し」で信州行の三つ木の文藏、八寸の才市、山王の民五郎など「股肱の子分」の中から二〇人を選び、鉄砲、槍、刀と武器を携え、中野へ急行した。

この物々しい武装集団が「大戸の関所」を破ったのが、忠治一生の大罪として極刑に処せられた因だが、嘉永三年十一月の日付けで「国定村無宿忠次郎御仕置之事」つまり現代風に言うなら判決書だが、その中から「関所破り」の点を公儀の見解から抜き書すると、

「（前略）無宿長兵衛儀信州路において、中野村忠兵衛悻原七に被及殺害候趣承込仇討可致と子分之もの共数多引連、鎖鉄炮等携押参候砌、右道筋大戸関所有之、往来差支候迎右御関所を除山越えいたし候段不恐公儀（以下省略）」

判決文は、関所を破ったのではなくて、裏伝いに越えたと明記してあるが、この「除山越え」をめぐる、忠治研究専門家の間で二様の解釈論争が今日でも続いている。

一つは判決文という公文書が示すとおり、天下の役所（大戸の関所を指す）が、いかに手薄とはいえ、搏徒風情に、白昼堂々と破られたとあつては、幕府の威信にかかわるので「除山越え」の表現で、関所が破られたことを糊塗したものであるという説と、当時の忠治は二十七歳、血氣盛んな時代であり、忠治以下二十人の搏徒武装集団が、中野の原七らに殴り込みをかけようとする勢いだけに、関所の小人数の役人が啞然とする中を、意氣揚揚と正面突破をはかったという説である。いずれが本当なのかこれも確かめる手だてはないが、忠治の性格と、絶えず捕り手に追われていることから、いつの日か、幕府権力の一の象徴である関所破りをやろうとの確信をもって企だてたと、考えて考えられぬこともない。

忠治集団がせつかく中野に着いても、原七らは、他の事件で捕えられていたので、忠治も早々に中野から退散した。なお伝聞だが、原七の後裔は中野に現存しているという。

その後の忠治だが、天保十三年（一八四二）の三室の勘助殺しの以降「関八州廻り」のしめつけと大手配のせい、忠治の消息はブツリと途絶えた。

『赤城録』は「後記」の中で、

「然其戊戌至辛丑。癸卯歲至丙午。逃在東奥一事。恐非其實。余憶赤城人愛忠如父。方其拘制大嚴。忠必潛匿山下邑中。未嘗奔東奥也。然忠單中云々者。因憂恩家得罪。連染太広耳。」

(しかし、天保九年から同十二年まで、及び、天保十四年から弘化三年まで、忠治が奥州に逃亡したという伝聞は、おそらく実際ではなかったろう。忠治は赤城の人々に父のごとく愛されていたので、当局の嚴重な捜査網がしかれた時も、忠治は赤城山近辺のどこかの村に、ひそかに匿まわれていたと私は思う。忠治は奥州へ逃げていないであろう。忠治が供述書で、奥州へ逃走したと自供しているのは、恩人たちが連座して、犯人隠匿罪に問われ、次々に逮捕されることを心配したからであろう。)

簡堂は、忠治の消息不明の時期を天保九年(一八三八)から同十二年(一八四一)と、同十四年(一八四三)から弘化三年(一八四六)までの通算して六年間も、忠治の行方知らずを挙げているが、供述書のように奥州まで下がり各所を転々し、始めての土地を、三年間づつの六年間も放浪するのは容易ではなく、簡堂の言うとおり忠治の奥州逃亡はあり得ない。さりとて忠治が赤城山周辺の農民に父の如く慕われ、ひそかに匿まわれていたということも「関八州廻り」を向うに廻しての話では到底無理である。

その意味では既述した野沢温泉畔上まつという女性が、忠治処刑の三日後に、忠治の石像を建てた話に結びつけて推理すると、忠治はこの空白期間を「野沢の隠れ家に潜んでいた」との一つの仮説はかなり現実味を帯びてくる。その意味では忠治の「野沢温泉潜伏説」を実証するカギは、畔上まつの存在を立証することであり、今後機会があれば野沢に赴き追及したいと考えている。

注

(1) 『幕府の三兄弟』 天保十二年(一八四一)五月、老中首座水野忠邦が改革派を結集し、天保の改革を断行したが、その際に起用された関東代官羽倉外記、佐渡奉行から小普請奉行になった川路聖謨、伊豆輩山代官江川英竜の開明派官僚三人を称して「幕府の三兄弟」。改革推進の中心的役割を果たした。

(2) 『江戸幕府の代官』村上直著・新人物往来社・付録代官関係資料「天保十年江戸幕府代官所別構成一覽」

(3) 『尚齒會』 江戸時代の後期洋学者、高野長英、田原藩の家老渡辺華山、岸和田藩待医小関三英らを中心として、幕府代官江川英竜、同羽倉外記など洋学に関心を持ち、内外情勢を研究するために結成されたグループ。平凡社『世界大百科事典』第九卷四〇〇頁

(4) 『蛮社の獄』 天保十年(一八三九)江戸幕府が洋学者グル

ープ「尚齒会」を中心の大弾圧事件。平凡社世界大百科事典

第十八巻四三二頁。

(5) 田崎草雲 足利(栃木県)出身、幕末から明治維新にかけて活躍した文人画家。

(6) 『歴史の招待』⑨「名月赤城山―国定忠治」昭和55年・日

本放送出版協会。

(7) 『長野市権堂町史』編集・権堂町史編集委員会・発行権堂町・平成5「この史料は長野県立歴史館樋口和雄先生より提供された。」

(中野市中央三一四―一二)